

# 再生資源の集団回収 登録団体を募集します

集団回収は町内会や子供会など地域住民で構成される団体が、家庭から出た再生資源を回収し、資源回収業者へその再生資源を引き渡し、ごみの減量と再生資源の有効活用に取り組みものです。

市の集団回収事業に登録いただいた団体には、回収量に

応じて市より奨励金が交付されます。お住まいの地域や集まりなどで団体を構成し、集団回収を始めてみませんか。  
**奨励金**  
左下の表のとおりです。  
**対象となる再生資源**  
家庭から出された紙類、金属類、アルミ類、空きびん類、

繊維類に限りません。詳しいことは、環境課にお問い合わせいただくか、ホームページを御覧ください。



東堤子ども育成会の皆さん

団体の年間総回収量	奨励金単価 (1kg当たり)
10トン未満	4.5円
10トン以上30トン未満	5.0円
30トン以上50トン未満	6.0円
50トン以上100トン未満	7.0円
100トン以上	8.0円

町内会や子供会など、構成員が10人以上所属している団体で、集団回収を年間4回程度、実施できる団体です。  
**登録方法**  
必要事項を記入した申請書と振込先となる預貯金通帳の写しなどを市役所2階の環境課又は新里・黒保根支所市民生活課へ提出してください。申請用紙は、環境課、新里・黒保根支所のほか、ホームページに有ります。問い合わせは、環境課ごみ減量係（☎内線453）へ。

## 使わなくなった 古着・古布を回収します

リサイクルしますので  
洗濯・乾燥してから出してください

桐生市ボランティア協議会では、もったいない精神のもとに、ごみの減量化と資源の再利用を図ることを目的として、市内の10か所に、古着・古布の無料回収ボックスを設置しています。

回収ボックスに集められた古着や古布は、海外で再利用されたり、工場などで機械器具類を清掃する布としてリサイクルされたりします。

回収品目：古着（Tシャツ・ポロシャツ・シャツ・スウェット・パンツ・スカートなど）、古布（タオル、毛布、カーテンなど）※回収ボックスに出す際は、洗濯したものを乾燥させ、ビニール袋に入れて出してください。  
問い合わせは、桐生市ボランティア協議会（☎550170）へ。

回収ボックス設置場所：新里支所、東公民館、北公民館、境野公民館、広沢公民館、川内公民館、桜木公民館、菱公民館、総合福祉センター、桐生ガスプラザ駐車場  
回収時間：午前9時～午後7時



# 国民健康保険からの

## お知らせ

### 高額療養費の申請

入院や高額な外来診療の時には、限度額適用認定証（認定証）を保険医療機関などに提示することで自己負担限度額までの支払いに抑えることができます。ただし、認定証を使用して複数の保険医療機関を受診した場合や、認定証を使用しない場合などは、医療費の自己負担限度額を超えた費用を高額療養費として、後から国民健康保険（国保）が支給します。

高額療養費に該当した人に

は、医療保険課から対象となった月の2か月後の下旬以降に、申請についての案内通知（はがき）をお送りしています。申請には保険医療機関や薬局などで支払った領収書が必要となりますので、保管しておいてください。

申請は2年間で有効です。振り込みは、申請月の翌月下旬となります。

### 交通事故は届け出を

交通事故などでけがをして、国保で治療を受ける場合は、事前に医療保険課に第三者行

為傷病届を提出してください。国保が治療費を一時的に立て替え、後で加害者から国保に返してもらうこととなります。

### 加入・脱退も届け出を

国保被保険者証の再交付申請、国保加入・脱退届には、次のものが必要になるほか、運転免許証などの身分証明書が必要となります。身分証明書が提示がない場合は、国保被保険者証は郵送となります。国保の手続きに必要なもの  
被保険者証再発行：印  
加入：印、社会保険離脱証明書  
脱退：印、国保被保険者証、加入した職場の健康保険被保険者証  
問い合わせは、医療保険課 国保係（☎内線258）へ。

## 介護保険料の納め忘れは ありませんか

### 納付書で納めている人は

### 口座振替の御利用を

普通徴収（納付書による納付）の対象者の皆さんに期限内納付への御協力をお願いします。

第1号被保険者（65歳以上

の人）が介護保険料を滞納すると、延滞金が加算されるだけでなく、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。介護サービスが必要になったときに安心してサービスが利用できますよう、御協力をお願いします。

納付書で納めている人は口座振替が便利です。

保険料の納め忘れがなく、また納期ごとに金融機関へ行く必要がなくなります。

希望する人は、口座振替依頼書、通帳、通帳お届け印を御持参の上、納付書に記載されている取り扱い金融機関へ直接お申し込みください。

問い合わせは、長寿支援課 介護管理給付係（☎内線390・391）へ。

## 都市計画変更案の 縦覧をします

11月6日（金）～  
20日（金）

桐生都市計画で定める桐生公共下水道の計画案を縦覧します。

市街化編入（群馬県決定済み）に伴う広沢南公園地区及び堤町二丁目地区の桐生公共下水道事業区域の拡大（桐生市決定）

### ・案の縦覧

期間＝11月6日（金）から20日（金）まで（土・日曜日を除く）

時間＝午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所＝水道局下水道課（市役所2階）

### ・意見書の提出

この計画案に対して意見のある人は、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。

問い合わせは、水道局下水道課工務係（☎内線751）へ。

## 国土調査成果を 閲覧できます

12月3日（木）～  
22日（火）

平成26年度に現地調査した黒保根町下田沢の一部（清水地区）の地籍図と地籍簿が作成されましたので、閲覧を実施します。なお、対象者については、後日通知を発送します。

期間＝12月3日（木）から22日（火）まで（土・日曜日を除く）

時間＝午前9時から午後5時まで

閲覧場所＝黒保根支所2階和室

※12月6日（日）は清水集会所にて午前9時から午後4時まで実施します。

問い合わせは、黒保根支所地域振興整備課建設係（☎96-2110）へ。

# 年末調整や確定申告に向けた御準備を

## 年末調整・決算等説明会を開催します

桐生税務署では、法人や個人の源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会と、個人の事業者などを対象とした説明会を開催します。

### 青色申告決算説明会

〈営業・不動産所得者〉  
期日 12月9日(水)  
時間 午後1時30分～3時30分  
場所 市民文化会館スカイホール  
〈農業所得者〉  
期日 12月18日(金)

時間 午後3時30分～5時  
場所 J-Aに「たみどり本店」2階会議室(みどり市笠懸町)

### 白色決算説明会

〈白色事業所得者など〉  
期日 12月10日(木)  
時間 午後1時30分～3時30分  
場所 市民文化会館スカイホール

### 消費税等説明会

〈課税事業者など〉  
期日 12月4日(金)  
時間 午後1時30分～3時30分  
場所 桐生税務署3階会議室

### 年末調整説明会

〈源泉徴収義務者〉  
期日 11月18日(水)  
時間 午後1時30分～4時  
場所 市民文化会館スカイホール  
問い合わせは、桐生税務署(☎223121、自動音声に従い「2」を選択)へ。

## 税に関する無料相談

11月11日(水)・21日(土)

「税を考える週間」(11月11日から17日まで)に合わせて市内の税理士事務所では各種の税に関する無料相談が行われます。

ただし、複雑な相談や税務申告書を作成する場合は有料となる場合があります。

期日 = 11月11日(水)

時間 = 午前10時～午後4時

場所 = 桐生市内の税理士事務所

申し込み = 最寄りの税理士事務所へ事前に電話をしてからお出掛けください。

## 特別会場を設けます

税理士事務所だけでなく、お気軽に相談できる特設会場を設けます。

期日 = 11月21日(土)

時間 = 午前10時～午後4時

場所 = 桐生ガスプラザ(本町五丁目)

問い合わせは、関東信越税理士会桐生支部(☎44-3301)へ。

## 申告書などの作成は御自宅で

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」で、所得税(復興特別所得税)・個人消費税・贈与税の確定申告書などの書類が作成できますので、是非、御活用ください。

問い合わせは、桐生税務署(☎22-3121、自動音声に従い「2」を選択)へ。



# 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の保管を

## 年末調整や確定申告時に必要になります

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において社会保険料控除の対象となります。1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額と過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されますので、申告書の提出の際には、必ずこの証明書又は、領収書を添付してください。

※10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納めた人へは、翌年の2月上旬に送られます。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎442311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

# 国民年金（老齢年金）「扶養親族等申告書」の提出を

扶養控除など各種控除を受けるためには、毎年10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に、必要事項を記入して提出する必要があります。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は、次の項目に該当する人です。

①65歳以上で158万円以上の年金を受けている人  
②65歳未満で108万円以上の年金を受けている人

なお、障害年金や遺族年金には税金がかかりませんので、これらの年金を受給している人には「扶養親族等申告書」は送られません。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎442311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

## 固定資産税

# 建物を取り壊したら必ず届出を

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税します。

平成27年中に建物を取り壊したり、店舗や工場などから住宅に利用状況が変わった場合などは、固定資産税の算定方法が変わる場合がありますので、お早目に届け出てください。

問い合わせは、税務課家屋係（☎内線233）、新里支所市民生活課庶務・税務係（☎74 - 2212）又は黒保根支所市民生活課庶務・税務係（☎96 - 2111）へ。

# 警察が行う犯罪被害者支援

警察では、犯罪の被害者やその御家族が一日でも早く元の生活に戻れるよう、支援を行っています。



## 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により、死亡、負傷又は疾病が生じた場合に、御遺族や被害者本人に対して、国が一時金を支給する制度があります（審査あり）。

## 経済的負担の軽減

特定の犯罪により傷害などを負った場合には、医療費などの一部について警察が支出するなど、被害者などの経済的な負担を軽減する制度があります。

このほかにも様々な支援を行っています。

問い合わせは、桐生警察署警務課（☎43 - 0110）へ。詳しいことは、群馬県警察のホームページからも御覧いただけます。

## 季節資金（年末）を 御利用ください

限度額1000万円

年利1.5パーセント以内

対象は、次の全てに該当し、  
年末の運転資金（賞与の支払  
い、仕入れなど）を必要とす  
る人です。

- ①市内の中小企業者
- ②市内に店舗、工場、事務所  
などを持っている
- ③同一業種を1年以上継続し  
ている

融資期間 6か月以内  
返済方法 分割又は一括返済  
申し込み 11月2日（月）か  
ら平成28年1月29日（金）ま  
でに、市内及びみどり市大  
間々町などの金融機関（労働  
金庫と農業協同組合、ゆうちょ  
銀行を除く）へ。  
問い合わせは、取扱金融機  
関又は産業政策課（☎内線  
583）へ。

平成28・29年度

## 建設コンサルタント 入札参加資格申請を 受け付けます

入札参加資格申請を電子申請で受け付  
けます。参加を希望する業者の皆さんは、  
必ず申請の手続きをしてください。

申請は、ぐんま電子入札共同システ  
ムのホームページ（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）から行  
ってください。

受付期間 = 11月24日（火）から12月  
11日（金）まで（土・日曜日を除く）

受付時間 = 午前9時から午後5時まで

新規登録の場合は、予備登録と本登録  
の手続きが必要です。

問い合わせは、契約検査課工事検査係  
（☎内線553）へ。

## ごみと再生資源の 収集カレンダー 広告を募集します

平成28年度桐生市ごみと再生資源の収  
集カレンダーに掲載する事業所や商店及び  
公共的団体などの広告を募集します。

ごみ収集カレンダーは、7種類63,000  
枚作成され、市内全世帯へ毎戸配布されま  
す。

募集枠 = 3枠

掲載料金 = 54,000円（税込み）

規格 = 縦25ミリメートル、横94ミリメー  
トル

申し込み = 12月1日（火）から11日  
（金）まで、清掃センター清掃係で受け付  
けますので、申込書に広告原稿を添えて直  
接、お申し込みください。

申込用紙、要綱などは、市清掃センター  
清掃係のほか、市ホームページに有ります。

問い合わせは、清掃センター清掃係（☎  
74 - 1014）へ。

## 禁止されています 野外でのごみの焼却

### 有害物質が発生する可能性があります

野外焼却の苦情や問い合わせが増加しています。

ドラム缶やブロック積み、穴などでの野外焼却は周囲の人の迷惑になるだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質が発生する可能性があります。

野外で、家庭や事業所のごみなどを焼却する場合は、国が定める構造基準の焼却炉で適切に行うことが法律で定められています。

例外的に、農作物の病虫害防除などや一時的で小規模なものなどについては、野外での焼却が認められていますが、苦情があった場合は、行政指導の対象になります。

問い合わせは、環境課（☎内線320）又は東部環境事務所（☎0276 - 31 - 2517）へ。



ドラム缶などでの野外焼却は禁止されています